

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 5 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2012

課題番号：21530102

 研究課題名（和文）ユビキタス時代の情報法における基底的価値と
エンフォースメントに関する比較制度研究

 研究課題名（英文）Comparative Study on Fundamental Values and Enforcement of
Information Law in the Ubiquitous Network Age

研究代表者

山口 いつ子（YAMAGUCHI ITSUKO）

東京大学・大学院情報学環・教授

研究者番号：00262139

研究成果の概要（和文）：本研究における一連の成果に通底する知見として明らかになったのは、今日の社会において、コンピュータやネットワークがいつでもどこでも利用できるようになる「ユビキタス化」が進行する中で、表現の自由、プライバシー、知的財産権といったテーマが絡み合う情報法に関する諸問題を解決するためには、(1) 法規制・自主規制・技術的コントロール・教育的措置等の複数の対応措置を柔軟かつ実効的に組み合わせて講じていくアプローチが有効となるとともに、(2) そこでの対抗利益間の調整を図るにあたって基底的な価値原理の考察に立ち戻り、それをさらに深めていく必要があること、である。

研究成果の概要（英文）：This research project has clarified the basic insights in order to find out a solution for various issues of information law including the freedom of expression, privacy, and intellectual property rights in the age of “ubiquitous” network society in which we can access to computers and networks wherever and whenever we want: (1) a comprehensive approach to combine the multiple different means flexibly, such as legal regulation, self-regulation, technological control, and educational measures, etc. would be effective, and at the same time, (2) it is necessary to deepen the theoretical analysis on what underlying values and principles to be considered when we try to reconcile relevant competing interests.

交付決定額

（金額単位：円）

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 2009年度 | 700,000 | 210,000 | 910,000 |
| 2010年度 | 700,000 | 210,000 | 910,000 |
| 2011年度 | 800,000 | 240,000 | 1,040,000 |
| 2012年度 | 800,000 | 240,000 | 1,040,000 |
| 総計 | 3,000,000 | 900,000 | 3,900,000 |

研究分野：情報法・政策

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：公法学、情報法、インターネット、メディア、表現の自由、プライバシー

1. 研究開始当初の背景

本研究を申請した当時、それまでの十年程の間に、インターネットをはじめとする情報通信技術の発達に伴って生じる新たな法的課題に対応するために、日本を含む多くの

国々において、立法措置を含む制度整備が着実に進められていた。もっとも、その頃には、コンピュータやネットワークがいつでもどこでも利用できるようになる「ユビキタス化」が進行し、電波で個体識別を行う電子タ

グ (RFID)、全地球測位システム (GPS) などの最新技術を用いた監視や追跡がときに可視化されない形で広がるなど、従来のサイバースペースにおける規制可能性やコミュニケーション特性が変化してきていた。そうした中で、例えば、ネット上における性的表現や名誉毀損等の違法・有害な情報の流通に対する規制、プライバシー・個人情報保護、著作権等に関する法制度のエンフォースメント、つまり法が実際に執行され運用される具体的な場面においては、制度の設計においてそもそもの基底に据えられていたはずの価値や理念に照らして実効的な問題解決がなされているのかが問い直される状況も生じていた。

こうした背景状況を踏まえて、報告者は、本研究申請までの数年間にわたって関連の科研費助成研究等を進めてきた結果、急激な技術革新によってユビキタス化がさらに進行する中で、情報に関する法制度のエンフォースメントにおいて対抗利益間のバランスを図るにあたっては、法のそもそもの基底に据えられるべき基本的な価値原理や、拮抗する諸価値の微妙な調整を図るための論理技術について、議論を深めておく必要があると考え、本研究を計画した。

2. 研究の目的

本研究は、報告者がそれまで進めてきた表現の自由、メディア法、サイバースペース及び知的財産法をめぐる憲法学的考察を基盤として、今後のネット上のコミュニケーション特性を方向づけるであろう「ユビキタス化」による社会変容の文脈の下で、情報の自由・規制・保護をめぐる法のエンフォースメントにおける対抗利益間の調整のあり方が問われている幾つかの問題領域に注目し、主に日米欧の議論を取り上げて比較制度分析の観点から検討を加える作業を通じて、こうした利益調整において考慮されるべき、情報や情報通信技術をめぐる法の基底にある基本的な価値原理や、対立する諸利益の間のバランスを図るための論理技術を、探求することを目的とした。

3. 研究の方法

研究の方法としては、本研究の全期間を通じて、以下の5つを基本的な柱に据えた。すなわち、日本、アメリカ、欧州（主としてEUとイギリス）における、近年のインターネットやユビキタス・ネットワークに象徴される情報通信技術のさらなる発達の下で、情報の自由・規制・保護をめぐる法の基底的価値とエンフォースメントに関する、(1) 文献研究及び判例分析、(2) 関連分野の研究者へのヒアリング調査、ディスカッション、及び本研究に対するレビュー、(3) 規制当局者や関連

事業者などの実務者に対する、制度の背景となる思想や実際の運用状況、自主規制や技術的コントロール手段の利用についてのヒアリングを通じた実態調査、(4) ユビキタス化に関する最新の技術動向と、それが今後の社会におけるコミュニケーションのあり方に与える意味やインパクトなどに関する、情報科学・コンピュータ科学等の理工系や社会学・メディア研究等の人文社会系の研究者に対するヒアリング調査、(5) 本研究の成果のとりまとめと報告書の執筆、である。

4. 研究成果

本研究課題の主な成果として、以下の3つを挙げることができる。

第1に、本研究の主業績となる後掲欄記載の単著書『情報法の構造』（東京大学出版会）において、それまで進めてきた原理論的考察や具体的課題の検討を、情報の自由・規制・保護という切り口の下で体系化して、次の4部構成でまとめた。すなわち、第1部と第2部は、情報の〈自由〉の理論的中核となる、表現の自由の憲法的保障を支える価値や原理をめぐる理論展開と現代的課題について考察した。第3部は、従来の法枠組みの中で形成されてきた表現活動ないし情報流通の〈自由〉と〈規制〉のバランスが、近年、インターネットやユビキタス化等の情報通信技術の発展に伴い問い直されてきている状況を描いた。第4部は、考察の射程を広げ、財産としての情報の保護をめぐる、知的財産権と自由な情報流通との調整—つまり、情報の〈保護〉と〈自由〉との調整—のあり方を検討した。

同書での考察から得られた知見や結論は、各々の部や章で個別具体的に記しているが、それとともに、これらを踏まえて、情報法のさらなる成熟化に向けた3つのポイントを指摘した。すなわち、簡単に要約すれば、(1) 社会で情報が自由に流れることの原理的な価値や意義の確認を、情報に関する法的諸課題に取り組む際の共通の出発点とすべきこと、(2) 1990年代以降にアメリカで発達してきた「サイバースペース (cyberlaw)」概念に見られる価値や規制の再検証機能を、日本での情報法の観念の精緻化においても効果的に活用すべきこと、(3) 既存の法領域を横断する形で対抗利益間の調整と均衡を図る方法について探る場合には、個別領域での解決のための思考枠組みや論法が一定の価値前提に拘束されている可能性にも留意すべきこと、を解き明かした。同書の内容については、国際憲法学会 (IACL) の世界大会をはじめとする国内外での発表の機会を与えられ、有益なフィードバックやレビュー等を得ることができた（後掲欄記載の「Japanese "Information Law" Meets American

Cyberlaw: In Search of Basic Principles to Deal with Crosscutting Legal Issues in the Ubiquitous Network Society」等を参照)。

第2に、日米法学会の第48回総会シンポジウムの企画に取り組む機会に恵まれ、関係の多くの方々のご支援等を得て、「ユビキタス時代の情報法における基底的価値とエンフォースメント」というタイトルの下で、当日は、イェール大学ロー・スクールのジェド・ルーベンフェルド教授を基調講演者とし、また関連領域の研究者及び実務者の方々を日本側登壇者として、ネット上の匿名性をはじめとする日米英での諸課題に関する個別報告と全体討論が行われた(同シンポジウムの内容は、日米法学会の学会誌「アメリカ法」[2012-1]号(2012年)1-66頁に掲載されている)。

同シンポジウムの登壇者の一人として報告者を行った個別報告では、スマート・サーベイランス環境におけるプライバシーのあり方をめぐって、次の2点を明らかにした。すなわち、まず、(1) 先端的技術がもたらす今日的な問題状況を把握するには、従来のプライバシー・個人情報保護制度における基本的な前提や基底的な価値・原理を改めて問い直しながら、特定個人への権利侵害といういわば<濃い>負担に限らず、権利侵害性が微妙な一般社会の多数人に<広く薄く>かかる環境型の負担をも視野に取り込む必要があること、そして、(2) その問題解決にあたっては、法規制・自主規制・技術的コントロール・教育的措置等の複数の対応手段を、柔軟かつ実効的に組み合わせて講じていくアプローチが求められること、である(後掲欄記載の「スマート・サーベイランス環境におけるプライバシー価値の正当化と組込み」を参照)。

加えて、この個別報告の内容の一部を発展させたものについて、アメリカのデューク大学ロー・スクールにおいて英語で招待講演を行う機会を与えられ、本研究に関するディスカッションやレビュー等を効率的に進めることができた(後掲欄記載の「How to Protect Your Privacy against “Smart” Surveillance in Japan」を参照)。

第3に、上記の第1と第2の成果を踏まえつつ、それまでの原理論的考察及び具体的課題の検討の射程を広げていくための新たなトピックとして、いわゆる「事前抑制」の法理に着目した。そして、この法理が、近年の情報環境の発達の下で、名誉毀損・プライバシー侵害の救済手段としての裁判所の事前差止めの合憲性に対していかなる含意を有するのかについて、日英米の比較制度分析を通じて明らかにした。そこに見出せるのは、本研究でそれまでに得られた上記の一連の成果に通底する、次の知見である。すなわち、

特にインターネットといった新たな情報通信技術がかかわる文脈における表現の自由やプライバシー等をめぐる問題解決には、

(1) 法規制・自主規制・技術的コントロール・教育的措置等の複数の対応措置を柔軟かつ実効的に組み合わせて講じていくアプローチが有効となるとともに、(2) そこでの対抗利益間の調整を図るにあたって基底的な価値原理の考察を深めていく必要があること、である(後掲欄記載の「ネット時代の名誉毀損・プライバシー侵害と『事前抑制』」等を参照)。

以上に挙げた3つをはじめとする本研究の成果は、そのインパクトとして特定の個別問題をただちに解決するといった性質のものではないが、例えば、本研究の主業績となる後掲欄記載の単著書『情報法の構造』(東京大学出版会)に対して2つの賞が授与されたこと、また、国内のみならず海外の関係学会等でも本研究の成果に関する発表の機会が与えられてきたことなど、本研究の意義や重要性について望外の評価を得ることができた。今後の展望として、本研究で焦点を当ててきた「ユビキタス化」が、最近ではさらに進化を遂げて、情報環境の「スマート化」と称される先端的な技術動向が見出せることから、こうした新たな動向が個人の自由・権利や社会制度等にもたらす影響を視野に取り込みつつ、これまで進めてきた情報法研究をより一層拡充・深化させることを目指していきたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ① 山口いつ子、「スマート・サーベイランス環境におけるプライバシー価値の正当化と組込み」、アメリカ法、査読無、[2012-1]号、2012年、59-62頁。
- ② 山口いつ子、「ネット時代の名誉毀損・プライバシー侵害と『事前抑制』—北方ジャーナル事件判決」、論究ジュリスト、査読無、1号、2012年、50-58頁。
- ③ 山口いつ子、「国際メディア事業の展開と基本的情報の提供—インターネット時代の集中排除原則のあり方をめぐって」、ジュリスト、査読無、1378号、2009年、121-132頁。

[学会発表] (計6件)

- ① Itsuko Yamaguchi, *How to Protect Your Privacy against “Smart” Surveillance in Japan*, A Lecture co-sponsored by the Japan Foundation and the Center for International &

Comparative Law (CICL) of Duke University School of Law, March 27, 2013, Duke University School of Law, the U. S. A.

- ② 山口いつ子、「日英米における『事前抑制』の法理に関する判例分析—名誉毀損・プライバシー侵害をめぐる差止めの事案を中心として」、第8回情報通信法学研究会、2012年10月4日、総務省。
- ③ 山口いつ子、「司法的事前抑制の合憲性—インターネット時代の表現の自由と名誉・プライバシーとの間の調整」、マスコミ倫理懇談会全国協議会第10期第11回「メディアと法」研究会、2012年7月11日、日本新聞協会 <この紹介記事として、マスコミ倫理633号第1面（マスコミ倫理懇談会全国協議会発行、同年7月25日）、及び、新聞協会報4009号第3面（日本新聞協会発行、同年7月17日）>。
- ④ 山口いつ子、「スマート・サーベイランス環境におけるプライバシー価値の正当化と組み込み」、日米法学会第48回総会シンポジウム「ユビキタス時代の情報法における基底的価値とエンフォースメント」、2011年9月11日、大阪市立大学。
- ⑤ Itsuko Yamaguchi, *Japanese "Information Law" Meets American Cyberlaw: In Search of Basic Principles to Deal with Crosscutting Legal Issues in the Ubiquitous Network Society*, The VIIIth World Congress of the International Association of Constitutional Law (IACL), "Constitutions and Principles", Workshop 3: Media and Constitutional Principles, December 7, 2010, Mexico City, Mexico.
- ⑥ 山口いつ子、「集中排除規制の緩和と情報の多様性—アメリカにおける放送所有規制をめぐる議論」、日本マス・コミュニケーション学会、2010年10月30日、東京国際大学。

[図書] (計1件)

- ① 山口いつ子、東京大学出版会、『情報法の構造—情報の自由・規制・保護』、2010年、総頁数352頁 <同書に対して、第26回電気通信普及財団賞（テレコム社会科学賞）（2011年3月）、及び、第3回内川芳美記念マス・コミュニケーション学会賞（2011年6月）>。

[その他]

ホームページ等

http://www.iii.u-tokyo.ac.jp/event_detail.php?id=1329

<http://web.law.duke.edu/cicl/news/story?id=8054&u=26>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山口 いつ子 (YAMAGUCHI ITSUKO)
東京大学・大学院情報学環・教授
研究者番号：00262139

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし